

「千葉市こてはし学校給食センター再整備(改築)事業」実施方針等への意見に対する回答

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	意見・提案	回答
1	実施方針	18	第3	3	No. 60				需要変動リスク	生徒数・教職員数の変動及び残渣の変動について、事業者によるコントロール不可能な部分が大きいため、貴市を主分担としていただけないでしょうか。	サービス対価の提案は、一定の対価が支払われる固定費と食数により対価の変動する変動費で構成することを予定しています。固定費と変動費の割合は事業者の提案によるため、一定の範囲で事業者にもコントロールの余地があると考えています。
2	実施方針	2	第1	1	(5)	エ	(ア)	d	現学校給食センターの解体・撤去業務	本事業の事業費低減および施設整備期間のリスク低減のために、解体・撤去業務を本事業とは別事業として、先行解体・撤去の実施をご検討下さい。	原案のままとします。
3	実施方針	4	第1	1	(5)	オ	(ウ)		事業者の収入	具体的な設定は事業者の提案に委ねてありますが、内訳だけではなく変動対象となる食数の設定に関しても提案事項としていただきたいと思います。	ご意見として承ります。
4	実施方針	6	第2	2	(1)				個別対話	開催スケジュールが入札期限間際となっており、市側意向を十分反映した提案作成時間を取るため、前倒しでの開催は可能でしょうか。	ご意見として承ります。
5	実施方針	16	第3	2	※2				物価変動	物価変動の一定範囲をご教示ください。	入札公告時に示します。
6	実施方針	16	第3	2	※3				不可抗力	損害の一定範囲をご教示ください。	入札公告時に示します。
7	要求水準書（案）	16	第3	3					開業準備業務	「準備業務は少なくとも開業の2か月前から開始し、1週間前までに完了すること」とありますが、準備業務の中の、（10）事業説明資料の作成、（11）DVD紹介資料の作成については、上記期間内の完了が困難と思われますので、期間について考慮頂ければと存じます。	事業説明資料の作成、DVD紹介資料の作成については、事業者選定後に協議のうえ、別途期間を定めることとします。該当箇所の記載を修正のうえ、後日修正版を提示します。
8	要求水準書（案）	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	c	アスベストの処理費	アスベストが発見された場合には、別途市が負担するとしていただきたい。事業者負担とした場合にはリスクに対する費用を入札価格に含めなくてはならないためVFMが低下し、また、発見されなかった場合には不要な財政負担となります。	原案のままとします。
9	要求水準書（案）	43	第6	2					荷受けプラットフォーム	1日の食材の納品量がわかる検収簿のような資料を開示していただきたい。	「要求水準書別添資料10 新港学校給食センター納入食材一覧」として公表します。